

不正行為等の取扱いについて

(1) 次のことを行くと、不正行為となります。不正行為を行った場合は、その場で受験の中止と退室を命じられ、それ以後の受験はできなくなります。また、受験した全ての成績を無効とします。後日虚偽の事実が発見された場合は、合格し入学手続きが完了していても入学を取り消します。なお、警察に被害届を出す場合があります。

- ア. 出願において虚偽の情報を申請をすること。
- イ. カンニング（カンニングペーパー・持込の許可のない書籍・他の受験者の答案等を見ること、他の人から答えを教わることなど。）をすること。
- ウ. 他の受験者に答えを教えたりカンニングの手助けをすること。
- エ. 配付された問題冊子を、試験室から持ち出すこと。
- オ. 解答用紙を試験室から持ち出すこと。
- カ. 試験時間中に、携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書、ICレコーダー等の電子機器類を使用すること。
- キ. 答案用紙を交換すること。
- ク. 替え玉受験をすること。
- ケ. 成績評価に係る論文・レポート等の作成において、他人の著作物を盗用する又は他人が書いたレポート・著作物を自分のものとして提出すること。
- コ. 募集要項記載事項及び試験官、面接官の指示に従わないこと。
- サ. その他、試験の公平性を損なうおそれのある行為をすること。

(2) 上記(1)以外にも、次のことをすると不正行為になることがあります。指示等に従わず、不正行為と認められた場合の取扱いは、上記(1)と同様です。

- ア. 試験時間中に、携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末等の電子機器類や定規、コンパス、電卓等の補助具をかばん等にしまわず、身に付けていたり手に持っていること。
- イ. 試験時間中に携帯電話や時計等の音（着信・アラーム・振動音など。）を長時間鳴らすなど、試験の進行に影響を与えること。
- ウ. 試験に関することについて、自身や他の受験者を利するような虚偽の申出をすること。
- エ. 試験場において他の受験者の迷惑となる行為をすること。